

一関市まちづくりスタッフ会議の進め方について

1 まちづくりスタッフ会議の役割

市民と行政が協働により計画づくりを進めるための実践的組織と位置付け、前期基本計画に関する検討を行う。

2 具体的な進め方

- 各課で作成した前期基本計画分野別計画の草案について、確認、検討を行う。
- 「5つの基本目標」にそれぞれ準拠した5つの部会を設け、各部会に分かれて現状と課題、施策の展開方向、市民の参画等についての検討を行う。

3 スタッフ会議の組織（各部会の構成等）

- 市民委員と職員委員で構成する。
- 委員の人数は50人以内とし、次のとおりとする。

ア 市民委員	35人
イ 職員委員	15人
- 総合計画審議会委員はオブザーバーとしてまちづくりスタッフ会議に出席する。
(各部会2人程度)
- 進行役はいちのせき市民活動センター職員にお願いする。
- 各部会の構成は、市民委員7人、職員委員3人、審議会委員2人、市民活動センターの計13人とする。
 - ・市民委員：分野別計画の検討
 - ・職員委員：分野別計画の検討、まちづくりスタッフ会議と担当課との調整。
各回1人書記。
 - ・審議会委員（オブザーバー）：審議会とまちづくりスタッフ会議とのパイプ役。
審議会での審議の際にまちづくりスタッフ会議での議論の内容を伝える。
 - ・いちのせき市民活動センター職員：部会（ワークショップ）のファシリテーター
- 5部会それぞれに部会長及び副部会長を置く
 - ・部会長、副部会長の役割：部会での意見をまとめる。会議の開会、閉会。
- 分野別部会
 - (1) 「地域資源をみがき生かせる魅力あるまち」部会
 - (2) 「みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち」部会
 - (3) 「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」部会
 - (4) 「郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち」部会
 - (5) 「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち」部会

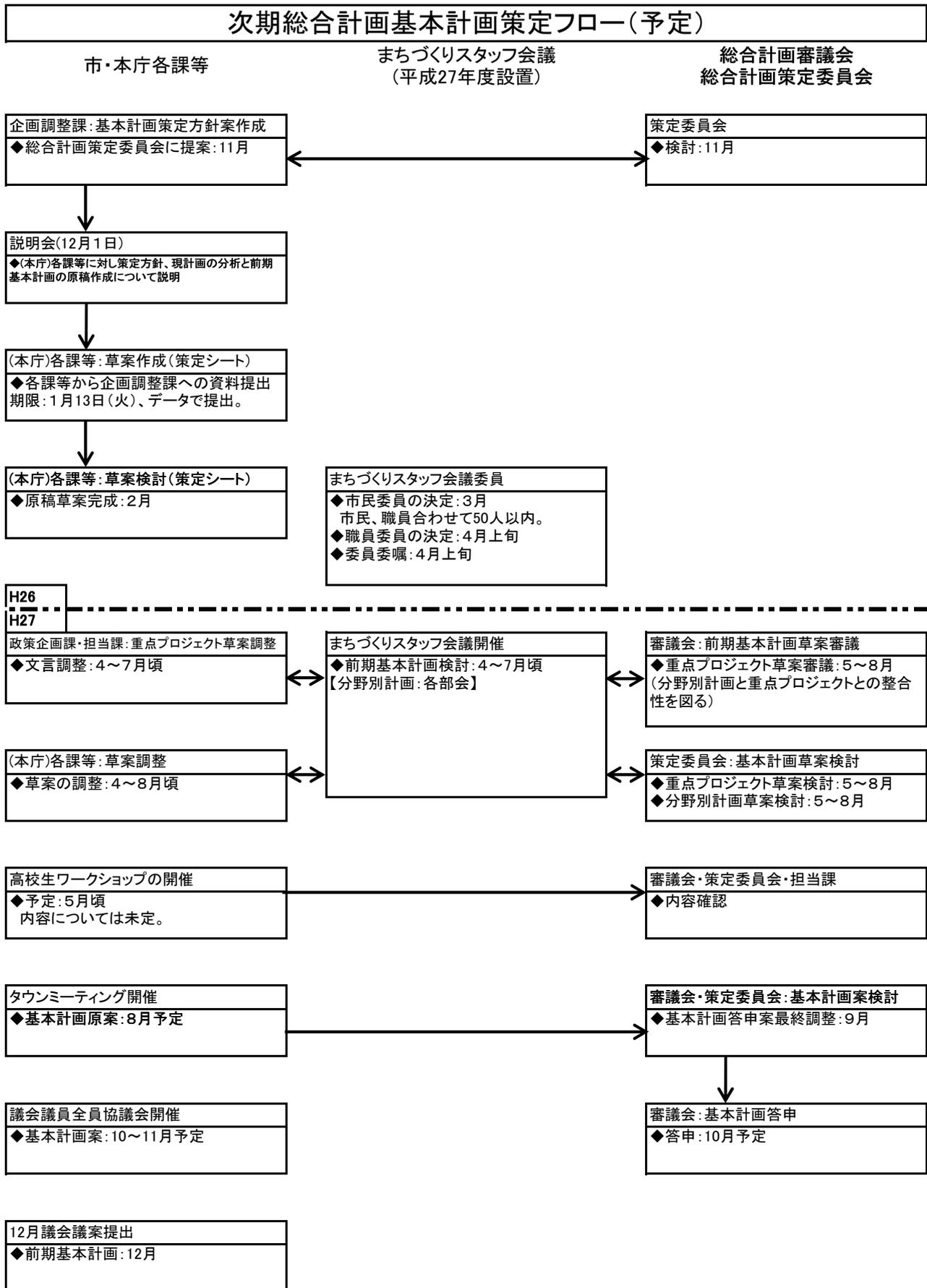
4 部会の進め方

- ・「施策の展開」「市民の参画」について市作成の一覧表を参考に、**必要な視点**についてワークショップを行う。
- ・そのほか、質問、修正、削除等については意見書で事務局に提出。
- ・職員委員は各回1人書記を務める。（意見をまとめて箇条書きでPC入力する。）

5 日程（予定）

会議	日時	場所	内容
第1回	4月18日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	<p>【全体会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・議長（互選）、副議長（指名）の選出 ・総合計画の説明 ・スタッフ会議の概要及び進め方の説明 <p>【部会別会議】一覧表で作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会に引き続き5部会に分かれて開催。 ・自己紹介 ・部会長（互選）、副部会長（指名）選出。 ・「現状と課題」について職員から説明。 <p>【意見書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月24日（金）までに質問意見がある場合は、意見書を提出。
第2回	5月9日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	<p>【部会別会議】一覧表で作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の回答。 ・分野ごとに「施策の展開」「市民の参画」について追加したい視点についてワークショップを行う。 <p>【意見書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問意見がある場合は期限までに意見書を提出。
第3回	6月13日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	<p>【部会別会議】一覧表で作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の回答。 ・分野ごとに「施策の展開」「市民の参画」について追加したい視点についてワークショップを行う。（最終） <p>【意見書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問意見がある場合は期限までに意見書を提出。
—	—	政策企画課 担当部	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップでの結果について、「施策の展開」「市民の参画」の文言を検討、修正、追加等行う。 ・計画書原稿を作成。
第4回	7月11日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	<p>【部会別会議】計画書原稿を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課修正後の原稿について全体を確認、検討。
第5回	7月25日（土） 10：00～12：00	市役所本庁	<p>【全体会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会で取りまとめた全体案を確認。（タウンミーティング資料）

次期総合計画基本計画策定フロー(予定)



本書の構成と見方

本市の概況、これからの取り組み課題を示しています。

4-4 地域情報化

基本構想に掲げた5つのまちづくりの目標を実現するための施策項目です。

現状と課題

- 情報技術の飛躍的な発展に伴い情報通信手段の多様化が進み、特にインターネット技術の普及により、誰もが容易に膨大な情報を受発信することができる高度情報化社会が到来しており、さまざまな活動や暮らしの中で、ICT（情報通信技術）がコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- しかしながら、地上デジタルテレビ放送、携帯電話、高速インターネットなどの情報基盤の整備水準の面では、地域間で格差が生じており、本市においても情報化社会の進展に対応した情報化を進めるため、ICT（情報通信技術）の使用環境を向上させていくことが重要です。
- 地域主権の実現に向け、市民と行政が共にまちづくりを考えて市政への関心も高まっており、市民と行政、市民と市民とのコミュニケーションの基礎となる情報を的確に発信するとともに、市民が容易に入手できる環境を整え、さまざまな情報を共有することが必要です。

資料編に用語の解説を掲載しています。

「現状と課題」を踏まえ、施策を推進する基本的な方向性を示しています。

基本方針 → 削除

- (1) 情報通信基盤の整備
 - ICT（情報通信技術）の進展に即応し、いつでも、どこでも、誰もが容易にさまざまな情報を受発信できる情報通信基盤の環境整備を目指します。
- (2) 情報の発信と提供
 - 災害など緊急時の情報発信、また、地域コミュニティ等の発展に寄与するためコミュニティFM放送による情報の提供に取り組みます。

現状と課題に対応するための

「基本方針」を実現するための具体的な取り組み内容を示しています。

施策の展開

- (1) 情報通信基盤の整備
 - ① 地上デジタルテレビ放送の離視聴解消に取り組みます。
 - ② 携帯電話の通話不安定地域を解消するため、通信事業者に働きかけます。
 - ③ 高速インターネットの利用が全市内で可能となるよう通信事業者に働きかけます。
 - ④ 携帯電話通信網による高速インターネットの利用が全市内で可能となるよう通信事業者に働きかけます。
 - ⑤ コミュニティFMの聴取が全市内で可能になるようエリア確保に取り組みます。

他の施策項目と特に関連があることを示しています。

② 情報の発信と提供

- ① 災害など緊急・非常事態や観光なども含めた行政情報の広報手段として、インターネットやモバイル携帯端末による情報提供に努めます。
- ② 地域文化・経済の発展に寄与するためコミュニティFM放送を活用し、地域に密着した情報提供や災害時の情報伝達にも活用します。

施策の進捗度合いを示すため、現状値と5年後の達成目標を掲げています。

主な指標

指標項目	指標の説明	単位	現状(H22)	目標(H27)	現状把握の方法	目標設定の考え方
1 コミュニティFM聴取エリア	情報通信網の整備状況を示す指標	%	—	100	受信調査による(H24年度開局予定)	100%を目指す

「基本方針」の推進を図る先導的な事業として、後期5カ年で実施する主な事業を示しています。

施策を推進する先導的事业 → 削除

先導的事业名	事業内容	基本方針区分
1 コミュニティFMと緊急告知ラジオを活用した災害防災情報の配信	コミュニティFM放送局を設立し、地域情報を配信するとともに、緊急告知ラジオを各世帯に配布し災害防災情報を配信	(1)(2) 再掲
2 テレビ共同受信組合老朽化改修事業補助	テレビ組合に対し、老朽化したテレビ共同受信施設の改修に要する経費を助成	(1)

市民との協働により計画を推進するため、みんなで取り組む内容を示しています。

市民の参画

- (1) 情報通信基盤の整備
 - ・ ICT（情報通信技術）の積極的な活用を図りましょう。
- (2) 情報の発信と提供
 - ・ 市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報を的確に発信し、さまざまな情報の共有を図りましょう。

○「基本方針」を削除する理由

- ① 施策の展開において、基本的な方向性や具体的な取り組み内容を示すこととする。
- ② 基本的な方向性や取り組み内容を一括で記載した方がわかりやすい。

○「施策を推進する先導的事业」を削除する理由

- ① 社会構造の変化や時代に対応した事業を実施していくため、先導的な事業として5年間実施するという事業を設定することは難しい。
- ② 具体的な取り組みは事業として実施計画に計上し、予算で議会の議決を経る。→ただし、重点プロジェクトに重点プロジェクトを推進するための先導的事业を入れる。

【選掲2-4防災】⇒65ページ